

昭和三十八年政令第二百二十二号

外貨公債の発行に関する法律に基づく外貨債の利子の非課税等に関する規定の適用を受けない者の範囲を定める政令

内閣は、外貨公債の発行に関する法律（昭和三十八年法律第六十三号）第二条第一項ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

外貨公債の発行に関する法律第二条第一項ただし書（同法第四条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、第一号、第二号又は第四号に掲げるものについては、これらのものが同項に規定する利子又は償還差益で当該各号に規定する事業に帰せられるものの支払を受ける場合に限るものとする。

一 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第五号に規定する非居住者で事業（同項第八号の四に規定する恒久的施設を通じて行う事業に限る。）を行うもの

二 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第四号に規定する外国法人で事業（同条第十二号の十九に規定する恒久的施設を通じて行う事業に限る。）を行うもの

三 法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等で同法の施行地に本店又は主たる事務所を有するもの

四 法人税法第二条第八号に規定する人格のない社団等で同法の施行地外に本店又は主たる事務所を有するもののうち、同法の施行地において同条第十三号に規定する収益事業を営むもの

附 則 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和四〇年三月三十一日政令第九九号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和四十年四月一日から施行する。

（その他の政令の一部改正に伴う経過規定の原則）

第六条 第二章の規定による改正後の政令の規定は、別段の定めがあるものを除き、昭和四十年分以後の所得税又はこれらの政令の規定に規定する法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、昭和三十九年分以前の所得税又は当該法人の同日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

附 則 （昭和五九年五月二十五日政令第一五八号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二六年三月三十一日政令第一三八号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一・二 略

三 目次の改正規定（一）第三目の三 株式譲渡請求権に係る自己株式の譲渡（第百三十六条の三）／第三目の四 医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第百三十六条の四）／を「第三

目の三 医療法人の設立に係る資産の受贈益等（第百三十六条の三）」に改める部分を除く。）、

第一条の改正規定、第四条の三の次に一条を加える改正規定、第九条第一項第一号ホの改正規定（並びに）を「及び地方法人税の額並びに」に改める部分を除く。）、第十四条の四第二項

第二号の改正規定、第十四条の十一に三項を加える改正規定、第二十二條の四第五項の改正規定、第二十五條第二項の改正規定、第百四十一條の次に一条を加える改正規定、第百四十二條

第一項の改正規定（「国外所得金額」を「調整国外所得金額」に改める部分に限る。）、同条第三項の改正規定、同条第四項を削る改正規定、同条第五項の改正規定、同条第六項を削る改正

規定、同条第七項の改正規定、同条第八項を削る改正規定、第百四十二條の二の改正規定、第

百四十五條の次に十四條を加える改正規定、第百四十六條の改正規定（同条第三項に係る部分

（「第六十九條第五項」を「第六十九條第十一項」に改め、「係る被合併法人」の下に「である

他の内国法人」を加える部分及び「第六十九條第四項」を「第六十九條第十項」に改める部分

を除く。）、同条第六項第二号イ中「第百五十五条の三十第一号」を「第百五十五条の二十九第

一号」に改める部分、同項第三号ロに係る部分、同項第四号ロ中「第三項まで」の下に「又は

地方法人税法第十二条第二項」を加える部分及び同条第八項に係る部分（被合併法人等」の

下に「である他の内国法人」を加える部分を除く。）、第百五十條の改正規定、第百

五十條の二の改正規定、第百五十五條の十一の二第二項の改正規定、第百五十五條の二十七

の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第百五十五條の二十八第一項の改正規定（「そ

の源泉が国外にあるものに対応するものとして」を削る部分及び「連結国外所得金額」を「調

整連結国外所得金額」に改める部分に限る。）、同条第三項の改正規定、同条第四項を削る改正

規定、同条第五項の改正規定、同条第六項の改正規定、第百五十五條の三十第一号の改正規定（第百五十五條の二十八第三項（連結控除限度額の計算）を「前条第一項」に改める部分を除く。）、同条第二号の改正規定、第百五十五條の三十四の改正規定（同条第三項に係る部分（係る被合併法人」の下に「である内国法人」を加える部分及び「第六十九條第四項」を「第

六十九條第十項」に改める部分を除く。）、同条第六項第一号イ中「第百五十五條の三十第一

号」を「第百五十五條の二十九第一号」に改める部分、同項第三号ロ中「第三項まで」の下に

「又は地方法人税法第十二条第二項」を加える部分、同項第四号ロに係る部分及び同条第八項

に係る部分（被合併法人等」の下に「である内国法人」を加える部分を除く。）、第

百五十五條の三十五の改正規定、第百五十五條の四十七の改正規定、第百七十六條の改正規

定、第百七十七條（見出しを含む。）の改正規定、第百七十八條の改正規定、第百七十九條の

改正規定、第百七十九條の二を削る改正規定、第百八十條から第百八十四條までの改正規定、

第三編第二章の章名及び同章第一節の節名を削る改正規定、第百八十四條の前に章名及び節名

を付する改正規定、第百八十五條から第百九十條までの改正規定、同編第二章第二節の改正規

定、第百九十三條（見出しを含む。）の改正規定、同編第三章中第百九十二條を第百七十七條と

する改正規定、同編第二章に二節を加える改正規定並びに本則に二條を加える改正規定並びに

附則第九條の二、第十條及び第十三條から第十六條までの規定 平成二十八年四月一日

附 則 （平成二七年三月三十一日政令第一四一号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当

該各号に定める日から施行する。

一・三 略

四 目次の改正規定（第一号に掲げる改正規定及び前号に掲げる改正規定を除く。）、第一條第一

項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第八條第二号の改正規定、第十七條の改正

規定、第五十五條第二項第七号の改正規定、第二百一十一條の次に五條を加える改正規定、第

二百二十二條の改正規定、第二百二十二條の二の改正規定（同条第三項第二号中「配当等」の

下に「又は同法第九條の九第一項（未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課

税）」に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等」を加える部分を除く。）、第二百二十四條

第一項の改正規定、第二百二十五條の次に十五條を加える改正規定、第二百二十六條第三項の

改正規定、第二百五十八條の改正規定、第二百六十四條の改正規定、第二百七十九條の改正規

定、第二百八十條（見出しを含む。）の改正規定、第二百八十一條の改正規定、第二百八十一

條の二（見出しを含む。）の改正規定、第二百八十一條の三の改正規定、第二百八十二條の改

正規定、第二百八十二條の二を削る改正規定、第二百八十三條の改正規定、第二百八十四條の

改正規定、第二百八十五條の改正規定、第二百八十六條の改正規定、第二百八十七條の改正規

定、第二百八十八條の改正規定、第三編第二章第一節を削り、同編第一章中同条の次に四條を

加える改正規定、第二百九十二條（見出しを含む。）の改正規定、同編第二章第二節第一款中

同条の次に十三條を加える改正規定、同節を同章第一節とし、同章第三節を同章第二節とする

改正規定、第三百三條の二の改正規定、第三百四條の改正規定、第三百五條の改正規定、第三

百五條の二を削る改正規定、第三百六條の改正規定、第三百二十八條の改正規定、第三百二十

八條の二の改正規定、第三百三十條の改正規定、第三百三十一條第一項の改正規定、第三百三

十條の二の改正規定、第三百三十條の改正規定、第三百三十一條第一項の改正規定、第三百三

十條の二の改正規定、第三百三十條の改正規定、第三百三十一條第一項の改正規定、第三百三

十條の二の改正規定、第三百三十條の改正規定、第三百三十一條第一項の改正規定、第三百三

十條の二の改正規定、第三百三十條の改正規定、第三百三十一條第一項の改正規定、第三百三

十條の二の改正規定、第三百三十條の改正規定、第三百三十一條第一項の改正規定、第三百三

十條の二の改正規定、第三百三十條の改正規定、第三百三十一條第一項の改正規定、第三百三

十條の二の改正規定、第三百三十條の改正規定、第三百三十一條第一項の改正規定、第三百三

十條の二の改正規定、第三百三十條の改正規定、第三百三十一條第一項の改正規定、第三百三

十條の二の改正規定、第三百三十條の改正規定、第三百三十一條第一項の改正規定、第三百三

十條の二の改正規定、第三百三十條の改正規定、第三百三十一條第一項の改正規定、第三百三

十條の二の改正規定、第三百三十條の改正規定、第三百三十一條第一項の改正規定、第三百三

十條の二の改正規定、第三百三十條の改正規定、第三百三十一條第一項の改正規定、第三百三

十條の二の改正規定、第三百三十條の改正規定、第三百三十一條第一項の改正規定、第三百三

十條の二の改正規定、第三百三十條の改正規定、第三百三十一條第一項の改正規定、第三百三

十條の二の改正規定、第三百三十條の改正規定、第三百三十一條第一項の改正規定、第三百三

十一條の二を削る改正規定、第三百三十二條の改正規定、第三百三十三條第一項第二號の改正規定、第三百三十四條の改正規定及び第三百三十八條第三項の改正規定並びに次条並びに附則第十一條から第十五條まで及び第十七條から第十九條までの規定 平成二十八年四月一日

附則（平成二十七年三月三十一日政令第一四二號）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則（平成二十九年三月三十一日政令第一〇六號）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一号中法人税法施行令第一條の改正規定（「適格現物分配」の下に「株式分配」、「適格株式分配」を加える部分及び「適格現物分配」の下に「株式分配、適格株式分配」を加える部分を除く。）、同令第四條の第三項の改正規定、同条第二項第二號の改正規定、同条第四項の改正規定、同条第五項の改正規定、同条第六項各号の改正規定、同条第七項第一號の改正規定、同条第八項の改正規定（同項第一号中「この項」の下に「及び次項」を加える部分及び同項第二號に係る部分を除く。）、同条第二十二項の改正規定、同項を同条第二十四項とし、同項の次に一項を加える改正規定（同条第二十二項を同条第二十四項とする部分を除く。）、同条第二十一項の改正規定（「第十九項」を「第二十一項」に改める部分を除く。）、同条第二十項の改正規定、同条第十九項の改正規定、同条第十八項の改正規定、同条第十七項の改正規定、同条第十六項の改正規定（同項第一号中「第十八項」を「第二十項」に改める部分を除く。）、同条第十五項の改正規定、同条第十四項の改正規定、同条第十三項第一號の改正規定、同条第十二項各号の改正規定、同条第九項の改正規定、同令第四條の四の改正規定、同令第八條第一項第一號への改正規定（「第六十一條の二第八項」を「第六十一條の二第九項」に改める部分及び「同条第十項」を「同条第十一項」に改める部分を除く。）、同項第五號の改正規定、同項第六號の改正規定、同項第十號の改正規定（「第四條の三第十六項第一號」を「第四條の三第十八項第一號」に、「第百十九條第九項第九號」を「第百十九條第一項第十號」に改める部分を除く。）、同条第三項の改正規定（「同条第六項第一號」を「同条第六項第一號イ」に改める部分に限る。）、同条第四項の改正規定（「同条第十六項第一號」を「同条第十八項第一號」に改める部分を除く。）、同令第九條第一項第二號の改正規定、同項第三號の改正規定、同条第二項第一號への改正規定、同項第三號イの改正規定、同令第二十三條第三項第七號の改正規定（「株式交換」を「金銭等不交付株式交換」に改める部分に限る。）、同項第十一號を同項第十二號とする改正規定、同項第十號を同項第十一號とし、同項第九號の次に一號を加える改正規定、同令第六十一條の四の表の第二號の第一欄及び第六十六條の二の表の第二號の第一欄の改正規定、同令第六十九條に二項を加える改正規定（「第十九項に係る部分に限る。）、同令第七十條第二號の改正規定、同令第七十二條の三の改正規定（「新株予約権」を「特定新株予約権又は承継新株予約権」に改める部分に限る。）、同令第百十一條の二（見出しを含む。）、の改正規定（同条第五項中「この額」の下に「（第七十一條の三第一項（確定した数の株式を交付する旨の定めに基つて支給する給与に係る費用の額等）に規定する確定数給与にあつては、同項に規定する交付決議時価額。以下この項において同じ。）に相当する金額」を加える部分を除く。）、同令第百十一條の三（見出しを含む。）、の改正規定、同令第百十二條第三項の改正規定、同条第七項ただし書の改正規定、同令第百十三條の二第五項第一號の改正規定、同令第百十九條第一項第五號の改正規定、同項第七號の改正規定、同項第九號の改正規定、同項第八號の改正規定、同令第百十九條の三第十一項の改正規定、同条第十二項の改正規定、同条第十三項の改正規定、同条第十四項の改正規定（「適格株式交換」を「適格株式交換等」に改める部分に限る。）、同令第百十九條の四第一項の改正規定（「規定する適格株式交換」を「規定する適格株式交換等」に改める部分に限る。）、同令第百十九條の十第二項の改正規定（「合併等が」の下に「同条第二項に規定する金銭等不交付合併に該当する」を加え、「適格株式交換」を「同条第九項に規定する金銭等不交付株式交換に該当する適格株式交換等」に改める部分に限る。）、同条第四項の改正規定、同令第百十九條の十一の二第二項第二號の改正規定、同項第五號の改正規定（「第六十一條の二第八項」を「第六十一條の二第九項」に改める部分を除く。）、同令第百二十二條の十二の改正規定、同令第百二十三條の十第一項の改正規定、同条第十三項の改正規定、同令第百二十三條の十一の改正規定、同令第百三十九條の三の二第三項の改正規定（「第二條第十二號の十六」を「第二條第十二號の十七」に改める部分に限る。）、同令第百四十五條の二第二項の改正規定、同令第百四十五條の五第三號の改正規定、同令第百七十六條の改正規定、同令第百七十九條第三號の改正規定、同令第百八十四條第四項の改正規定（「合併」を「金銭等不交付合併」に改める部分及び「株式交換」を「金銭等不交付株式交換」に改める部分に限る。）、同条第五項の表第百十九條第一項第五號（有価証券の取得価額）の項の改正規定（「交付を受けた当該合併法人の株式又は当該親法人の株式」を「（一）の株式」に改める部分に限る。並びに同表第百十九條第一項第八號の項の改正規定（「交付を受けた当該株式交換完全親法人の株式又は当該親法人の株式」を「（一）の株式」に改める部分に限る。）、並びに次条第二項並びに附則第七條、第九條第二項、第十條第一項、第十五條及び第二十五條の規定 平成二十九年十月一日